

催しものについての申請書

*当社使用欄

庶務部長	所管部長	局長
------	------	----

中日新聞社 御中

下記、開催しますので貴社の

[主催(共催)・後援]を申請します。

申請にあたり、下記の注意事項および次ページの
[中日新聞社の「主催(共催)」・「後援」名義申請に
あたっての留意事項]に同意します。

申請団体名			
住所	〒		
電話			
代表者名	Ⓜ		
申請日	(西暦) 年 月 日	*受付:	Ⓜ
事業名			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 恒例
開催日	(西暦) 年 月 日	開始時間	午前 / 午後 時から
終了日	(西暦) 年 月 日	終了時間	午前 / 午後 時まで
ところ	会場名 所在地 〒 電話		
入場料・会費・参加料	<input type="checkbox"/> 有料 (詳細)	月 日から発売 発売場所:	
	<input type="checkbox"/> 無料	整理券 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
主催			
後援			
協賛			
催しものの内容 (要項・予算書など添付)	参加予定人数 約	人 / 観客人数 約	人
前年の開催日・場所			
希望事項 (箇条書きにしてください)			
賞品の送り先			
連絡責任者	職・氏名	電話	
	住所 〒		
備考	【中日新聞購読】 ※上記連絡責任者の方の中日新聞購読の有無をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 有 (販売店名) <input type="checkbox"/> 無 <small>※ご提供いただいた個人情報は、本社の催し・刊物のPRや新聞購読のご案内などに利用させていただく場合があります。あらかじめご承知おきください。</small>		
注意事項	1. この申請書に事業内容がわかるもの(企画書・要項等)と予算書(参加料・入場料を受け取るものは必須)を添えて、事業開催日の2か月前までに提出してください。前回のチラシ・パンフレット等があれば添付してください。 2. ポスター・チラシ・チケット・看板には「後援(または主催・共催) 中日新聞社」と明記してください。 3. 取材および紙面への掲載を確約するものではありません。 4. 社会的通念に反する催し・営利目的は後援等しません。 5. 事業開催にあたり生じた経費の問題や事故等は主催者(申請者)で責任を負うものとします。 6. 事業開催に伴い取得した個人情報は厳重に管理してください。		

*主催、共催のみ 「覚書」の状況(いずれかに○を) 添付 準備中

中日新聞社の「主催(共催)」・「後援」名義申請にあたっての留意事項

中日新聞社

共催・後援を申請されるにあたり、下記の事項についてあらかじめご了承の上、手続きをお願いします。

1. 共催・後援申請は、中日新聞社の「主催(共催)」・「後援」名義使用を希望される団体が手続きをされるためのものです。申請に際しては、主催団体や事業内容が把握できる資料や予算書などを添付してください。(毎年、共催・後援名義の使用許可を受けている団体も同様です)
2. 「主催(共催)」・「後援」名義の使用許可については、中日新聞社として、その都度判断します。過去に「主催(共催)」・「後援」名義使用を許可した恒例の事業でも、実施状況などによっては「主催(共催)」・「後援」の使用を許可しない場合もあります。あらかじめご了承ください。
3. 中日新聞社が「主催(共催)」・「後援」名義の使用を許可した場合は、ポスターやチラシ、プログラムなどの印刷物や会場内看板などに、申請された事業の「主催(共催)」・「後援」団体として、「中日新聞社」の名義を表記してください。なお、印刷物などの製作は申請の許可が下りてからすすめてください。製作された印刷物(ポスター、チラシ、プログラムなど)は、申請を受け付けた部署へ事業会期前にお送りくださいますようお願いいたします。封筒には申請した事業名と、「主催(共催、後援)名義記入印刷物在中」をお書きください。
4. 「主催(共催)」・「後援」名義の使用を許可した事業でも、中日新聞紙上への掲載をお約束するものではありません。「主催(共催)」・「後援」名義使用の許可とは連動しないことを、あらかじめご承知おきください。
5. 「主催(共催)」・「後援」名義の使用を許可した事業については、中日新聞社の「主催(共催)」・「後援」事業として、新聞紙上やその他媒体などで、紹介する場合があります。その際には、申請書の事業名、会期、会場、入場料などはそのまま表記させていただきます。申請書の誤記などによる誤った情報が掲載された場合は、すべての責任は「催しものについての申請書」の申請者(団体)で負っていただき、中日新聞社は一切関知しません。あらかじめご了承の上、申請書をご記入ください。
6. いったん「主催(共催)」・「後援」名義の使用を許可した事業でも、申請内容と異なる事実が判明した場合や、信義に反する行為があったと中日新聞社が判断した場合、「主催(共催)」・「後援」名義の使用許可を取り消す場合があります。その場合、中日新聞社名が入った印刷物や看板などの告知物は、すべて破棄および回収させていただきます。中日新聞社の対外的信用を傷つけない運営を心がけてください。
7. 「中日新聞社」の「主催(共催)」・「後援」名義の使用にあたっては、経費に関する全ての問題、開催中の事故、または不測の事態については、すべての責任は「催しものについての申請書」の申請者(団体)で負っていただき、中日新聞社は一切関知しません。あらかじめご了承の上、申請書をご記入ください。
8. 「催しものについての申請書」の申請者(団体)が、個人情報(参加者名簿、会員名簿など)を取得、利用する場合は、法令を順守し、故意、過失により個人情報が漏えいすることがないように十分な管理を徹底する(既に取得した個人情報なども含む)とともに、利用目的を明示して取得し、その利用目的を超えて使用しないでください。取得した個人情報は、利用目的の範囲内で、内容の正確性、最新性を確保することに努めるとともに、不正なアクセスや漏えい、破壊、改ざんなどを防止するため取扱者を特定するなど、管理を徹底してください。万が一漏えいなどの事故が発生した場合、その責は申請者(団体)がすべて負い、中日新聞社は一切関知しないことを了承し、保証していただきます。
なお主催・共催事業については、別途「個人情報取り扱いに関する覚え書き」を中日新聞社と交わしていただきます。
9. 主催(共催)・後援名義の使用が許可されたかどうかは、ご面倒ですが申請を受け付けた部署(事業局各部、支社、総支局、通信局、販売店など)までお問い合わせください。